ケーズデンキ高松春日店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により 聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとお り公告する。

平成24年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告 平成23年9月27日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ高松春日店 高松市春日町149番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要 出入口3について、出口としては利用しない計画であるが、本届出どおりの退店誘導を行った 場合、すべての車両を南方向に流すことになるため、「県道高松長尾大内線の中央分離帯開放部 での転回時における重大事故及び渋滞」、「幅員の狭い道路への進入」などが懸念される。

出入口3を出入共用として利用し、信号機のある八反地交差点から右折させ、北方向へ退店するよう誘導するほうが、重大事故や渋滞を回避できると考えられるため、現実的な交通の流れに配意すること。

- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年2月3日(金曜日)から同年3月5日(月曜日)まで